

倉敷市公告第 2 7 6 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、変更の届出事項の概要等を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了までに市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 2 3 日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット福島店

所在地 倉敷市福島 2 3 4 番 1 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常葉町 1 0 番 5 号

代表者の氏名 代表取締役 仁 科 正 己

(3) 変更事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

No.	収容台数	位 置
1	1 0 2 台	店舗東側（「添付図 3 - 1」参照）
計	1 0 2 台	

(変更後)

No.	収容台数	位 置
-----	------	-----

1	6 8 台	店舗東側（「添付図 3－2」参照）
計	6 8 台	

（イ） 駐輪場の位置

（変更前）

No.	収容台数	位 置
1	4 1 台	店舗東側（「添付図 3－1」参照）
計	4 1 台	

（変更後）

No.	収容台数	位 置
1	4 1 台	店舗東側（「添付図 3－2」参照）
計	4 1 台	

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（ア） 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社仁科百貨店	午前 9 時 0 0 分	午後 1 2 時 0 0 分	

（変更後）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社仁科百貨店	午前 0 時 0 0 分	午後 1 2 時 0 0 分	2 4 時間営業

（イ） 来客が駐車場を利用できる時間帯

（変更前）

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前 8 時 0 0 分から午前 1 時 0 0 分

（変更後）

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前 0 時 0 0 分から午後 1 2 時 0 0 分
2	午前 6 時 0 0 分から午後 1 0 時 0 0 分

（ウ） 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）

駐車場No.	出入口の数	位置
1	3箇所	店舗敷地東側及び南側（「添付図3－1」参照）
合計	3箇所	

（変更後）

駐車場No.	出入口の数	位置
1	4箇所	「添付図3－2」参照（出入口1～4）
2	3箇所	「添付図3－2」参照（出入口5～7）
合計	7箇所	

（4） 変更年月日

令和6年4月13日

（5） 変更する理由

利便性向上及び店舗運営の見直しのため

2 届出年月日

令和6年4月12日

3 縦覧期間

令和6年4月23日から令和6年8月23日まで

4 縦覧の場所

倉敷市役所商工労働部商工課